

有害物の掲示内容について、一部が変更されました。

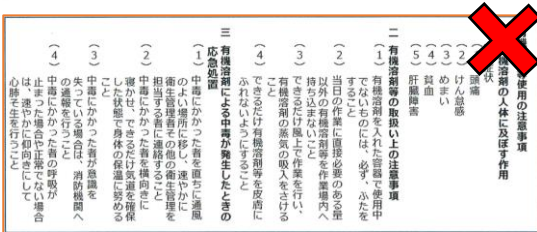
有機溶剤の掲示内容を更新しましょう！

令和5年4月の安全衛生法令の改正で、屋内作業場等における有機溶剤の取り扱いに関する掲示物の内容及びその周知方法が変更されました。

掲示内容の変更点

改正前

- ①有機溶剤の人体に及ぼす作用
- ②取り扱い上の注意事項
- ③中毒発生時の応急処置



改正後

- ①有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- ②取り扱い上の注意事項
- ③中毒発生時の応急処置
- ④特定の場所※においては、有効な呼吸用保護具を使用すべき旨及び有効な呼吸用保護具の種類

※特定の場所については裏面参照

有機溶剤（トルエン）の注意事項

【掲示例】
トルエンの場合

① 生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

- ・ 疾病の種類：前眼部障害、皮膚障害、中枢神経障害、気道障害、腎障害、生殖毒性のおそれ
- ・ その症状：眼の痛み、流涙、結膜充血、皮膚炎、皮膚掻痒感（かゆみ）、皮膚発赤、頭痛、頭重、めまい、眠気、嘔吐、全身倦怠感、酩酊、ふるえ、運動失調、意識障害、記憶障害、せき、息切れ、鼻水、鼻閉、鼻・喉の痛み、血尿、多尿、乏尿、むくみ

② 有機溶剤等の取扱い上の注意事項

- (1) 有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。
- (2) 当日の作業に直接必要がある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
- (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に触れないようにすること。

③ 有機溶剤による中毒が発生した時の応急措置

- (1) 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
- (2) 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
- (3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
- (4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まっている場合や正常でない場合は、速やかに仰向けにして心肺蘇生を行うこと。

④ 使用すべき有効な呼吸用保護具の種類

- (1) 低濃度下では防毒マスク又は防毒用電動ファン付き呼吸用保護具（いずれも有機ガス用）を使用すること。
- (2) 高濃度下、特定の場所※で使用する場合には、送気式マスク又は自給式呼吸器を使用すること。

※特定の場所とは？

- 1 発散防止抑制措置に係る許可（「13条の3許可」）又は特例制御風速に係る許可（「18条の3許可」）を受けるために、局所排気装置等を設置せずに有機溶剤の濃度を測定する場所
- 2 「13条の3許可」を受けた場所で、濃度測定結果が第一管理区分でなかった作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある場所
- 3 「18条の3許可」を受けた場所で、濃度測定結果が第三管理区分に区分された場所
- 4 第三管理区分に区分された場所で、第三管理区分から改善できていない場所（作業環境管理専門家が改善困難と判断した場所を含む）
- 5 送気マスクを使用させなければならない次の作業場（有機則第32条に掲げる場所）
 - ①有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部
 - ②タンク等の内部で、短時間作業なため局所排気装置等を一切設置せずに送気マスクを備え付けて作業する場所
- 6 呼吸用保護具を使用させなければならない次の作業場（有機則第33条に掲げる場所）
 - ①タンク等の内部で、全体換気装置のみを設置して第三種有機溶剤業務をする場所
 - ②タンク等の内部で、臨時業務なため局所排気装置等を一切設置せずに有機溶剤作業する場所
 - ③タンク等の内部以外の屋内作業場等で、全体換気装置を設けて短時間だけ吹付け業務を行う場所
 - ④屋内作業場等で、床・壁・天井に対する作業であるために発散源が広く局所排気装置等の設置が困難な場所
 - ⑤屋内作業場で、労働者が立ち入ることのある全体換気装置のみが設置された有機溶剤業務用の隔離場所
 - ⑥屋内作業場等で、プッシュプル型換気装置の airflow を乱すおそれのあるものに有機溶剤作業する場所
 - ⑦屋内作業場等で、密閉設備を開放することにより有機溶剤の蒸気にさらされるおそれのある場所

周知方法の柔軟化

これまで、有機溶剤の注意事項については旧有機則24条2項により掲示方法や掲示板の大きさ等を規定していましたが、法改正により撤廃となりました。

有機溶剤作業に従事する全ての者にとって見やすい場所に掲示する方法であれば、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等（電子看板等）の電子情報処理組織を使用する等の方法が認められるようになりました。

令和6年4月からの化学物質管理についてはこちらをご覧ください



「無料相談窓口」※Q&Aを確認後に問い合わせる
(R6.4.1～R7.3.18) 必要があります。

開設期間：令和6年4月1日(月)～令和7年3月18日(火)

受付時間：平日10:00～17:00 (12:00～13:00、祝日、年末年始を除く)

【お問合せ】

TEL：050-5577-4862

Email：メールフォームをご利用下さい

